

日本帝國大祝祭日圖解

特56

259

014509-000-7

特56-259

日本帝國大祝祭日圖解

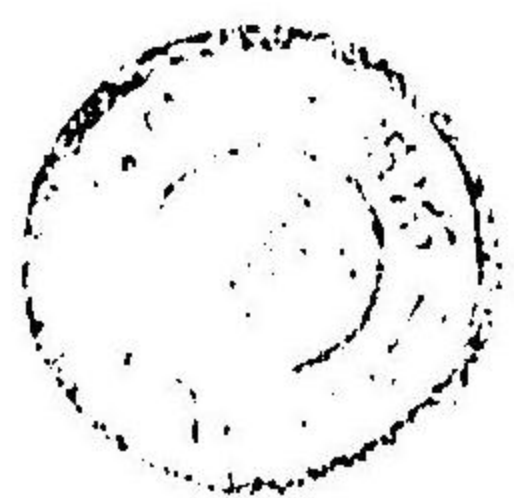
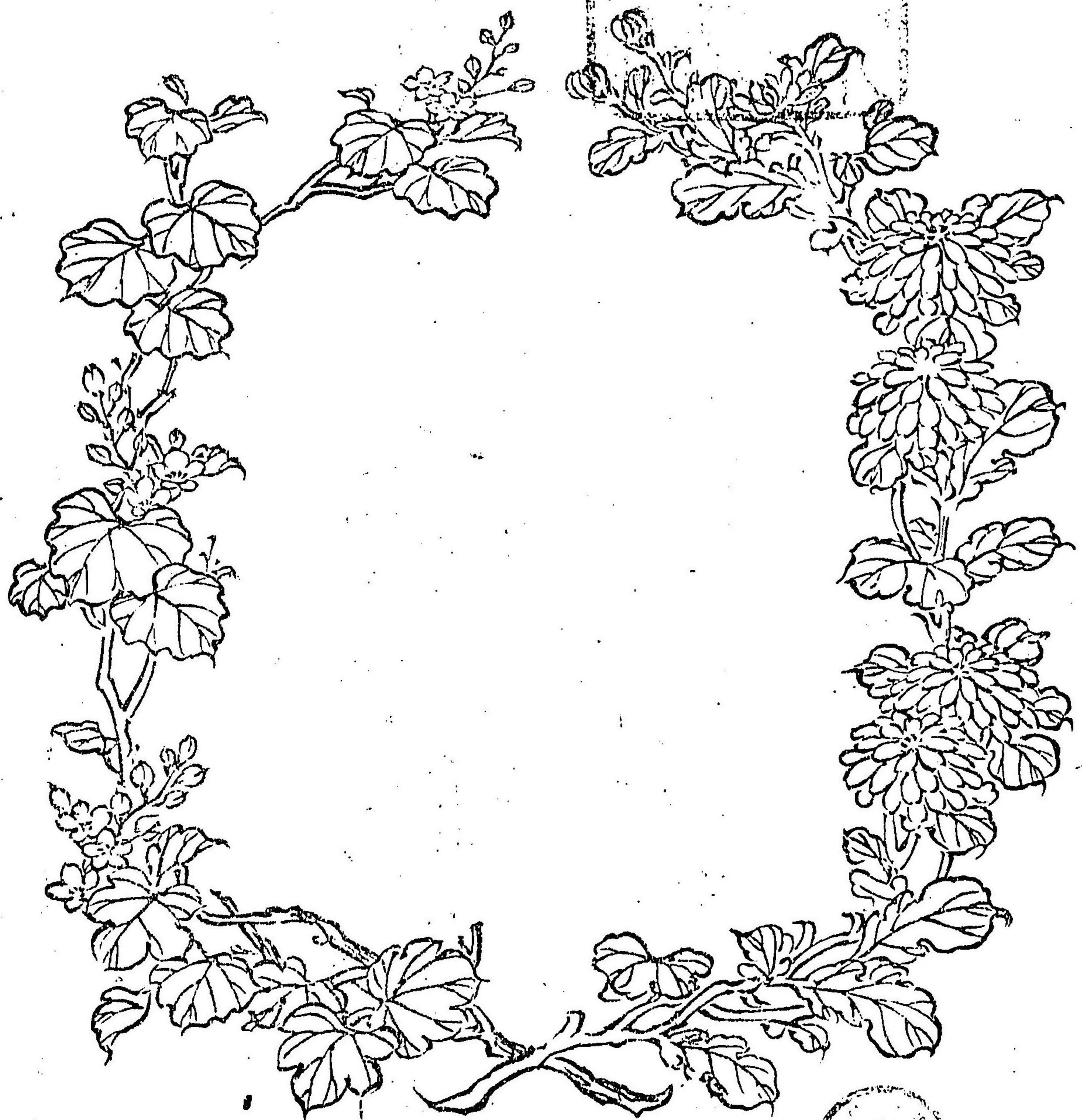
岡 吉胤/著

M26

ABB-0887



特56
259



大教正岡吉胤先生著

日本帝國大祝祭旨圖解

伊勢 大陽館 藏



禁苑御拜之所圖

四方拜 一月一日

謹按に四方拜の御事は第五十九代宇多天皇の御代に始り今日まで繼續給ふ

御式にて午前四時に神嘉殿（中略）の南庭に屋を設ひ其の中央に普

薦を敷き二雙の御屏風を

立て廻りて御座を設け同五

時畏くも我か 天皇陛下祭

服をめて出御あり先西に

向ひ給ひ伊勢兩宮を始め

天神地祇神武孝明西帝

の陵を拜せられ次に北方

に向はせられ氷川神社（氷川宮）

の社男山八幡宮（藤原宮）

熱田神宮（既述）次に東方

鹿嶋宮（香取宮）の宮を拜

せられ以て天下泰平萬民

安寧を祈らせ給ふ畏

れ多くも我か 天皇陛下

下か我等臣民の爲め

大御心を勞させ給ふ

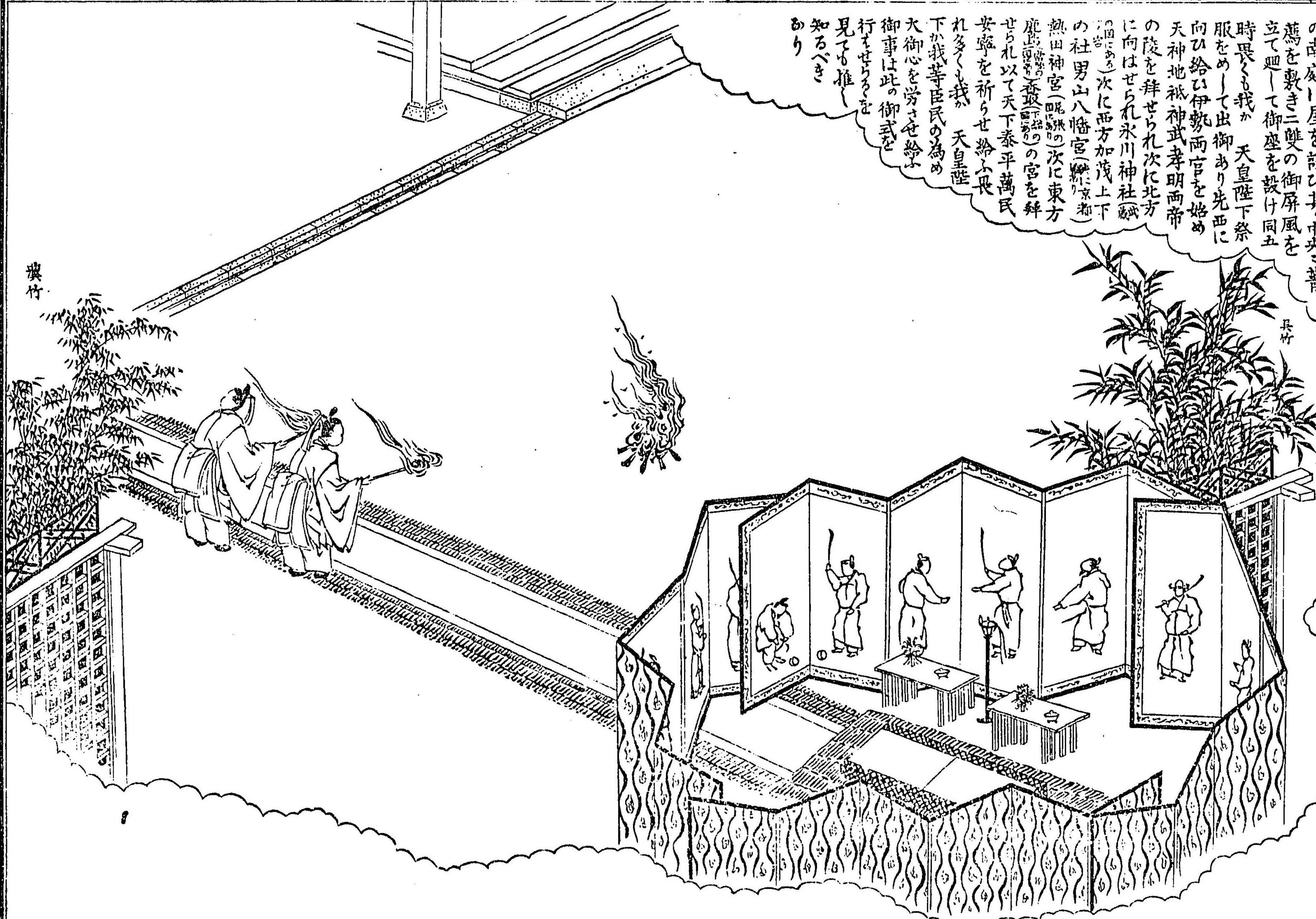
御事は此の御式を

行せらるるを

見ても推

知るべき

あり



長竹

廣竹

皇靈殿御祭典式之圖

元始祭 一語

謹按に元始祭は年の元始に 天皇陛下御親ら賢賢所
 (古は内侍所とも称へ天祖の御體
 と仰ぎ奉る御鏡を奉祀せる所
 一伊勢神宮) 皇靈殿(御歷
 と御同體あり) 御靈を奉祀
 せる所あり) 并ニ神殿を
 とも書し初めて国主を開き
 萬物を生し給ひ皇祖又
 は太古皇祖の大業を補佐
 給ひ諸神を祀れる
 所にして何れも皇城中
 に三座并び建せ給

祭らせ給ふ御式なり其の御式次第は午前九時に御殿の裝飾を爲し同十時出御御親祭御玉串を奉り給ひ次に皇太子殿下にも御拜あり士時より 皇太后皇
 后西陛下にも御拜ありて御玉串を奉り給ひ次に十二時より群臣にも参拜を許させ給ふ抑我が國は神國にて御坐れば神事を重せさせ給ひ年の元始先づ第一に之を行せ給ふこと知らるるなり

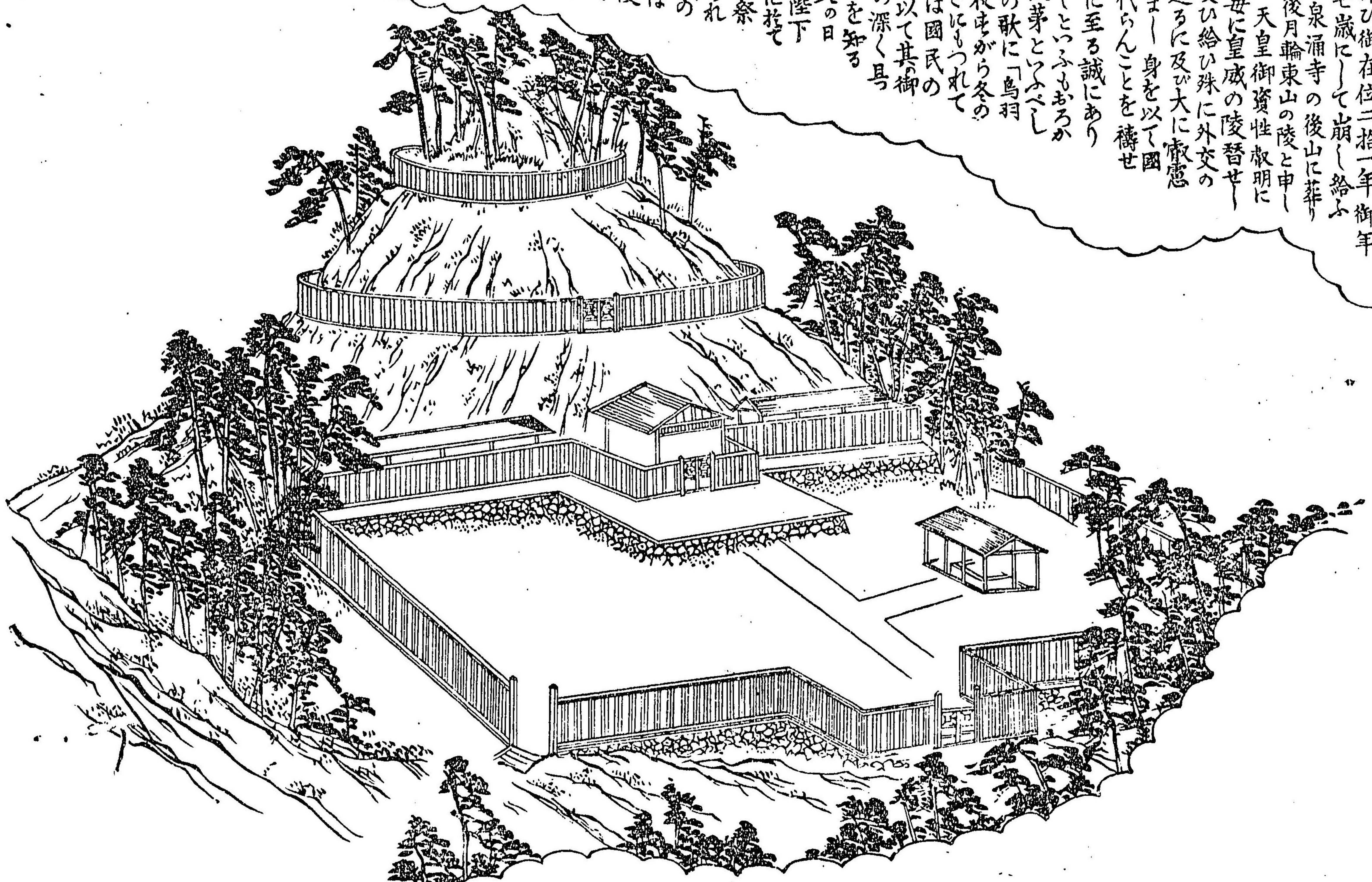


孝明天皇御陵之圖

孝明天皇祭 一節

謹按に孝明天皇は
 今上天皇の御父君に在て弘化
 三年御年拾六歳に於て踐祚
 一給ひ御在位二拾一年御年
 三拾七歳に於て崩し給ふ
 京都泉涌寺の後山に葬り
 奉り後月輪東山の陵と申し
 奉る 天皇御資性敬明に
 在て毎に皇威の陵替せし
 を憂ひ給ひ殊に外交の
 事起るに及び大に敬慮
 を腦まし身を以て國
 難に代らんことを禱せ
 給ふに至る誠にあり

かたしといふもあろか
 かる次第とつゞべし
 御製の歌に「鳥羽
 玉の夜半から冬の
 さむきにもつれて
 思ふは國民の
 こゝし以て其御
 仁心の深く且
 厚きを知る
 べし此の日
 天皇陛下
 宮中に於て
 御親祭
 在せられ
 又山城の
 山陵は
 御勅使
 をして
 幣帛
 を奉
 らせ
 給ふ
 と
 又



神武天皇即位之圖

紀元節 二月 十一日

紀元節は毎年二月十一日 天皇陛下宮中に在て御親國家の天壤と共に無窮あらんことを禱らせ給ふ御祭典なり

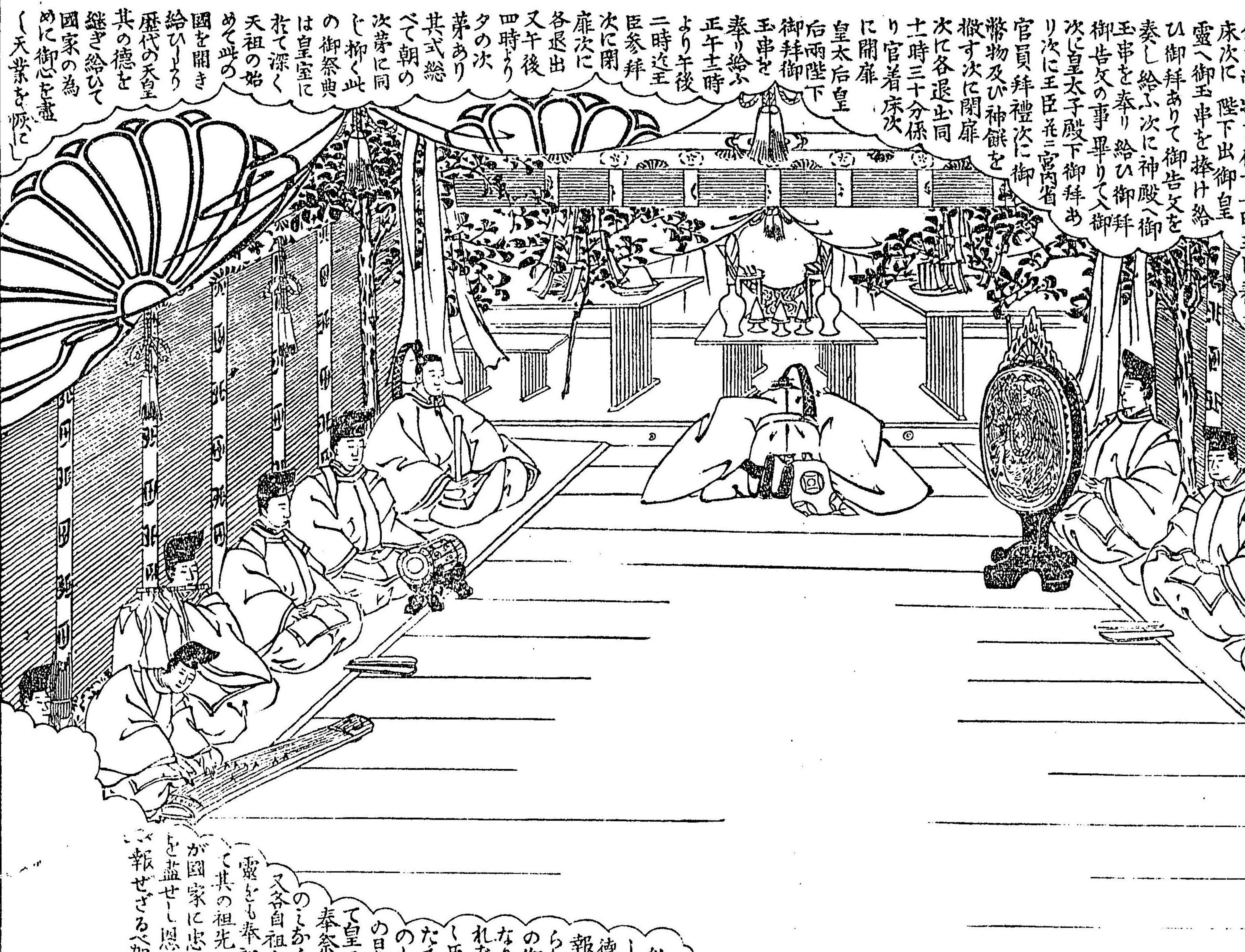
謹其の由来を按に上古神武天皇初め日向の高千穂の宮に坐して天下を知らしめしが東方未だ皇化に浴せざるものあるを憂ひ舟師を帥て中國に討め給ひ遂に長鬚彦等の諸賊を滅ぼし辛酉の春正月大和の國橿原の宮にて帝位に即かせ給へり實に今より二千五百六十有餘年前にして之を我國の紀元元年とす是より諸國皆皇化に歸し悉く皆其の徳化を蒙らざるものなきに至る我が國民たるもの深く心に銘ト益力めて國の爲めに心志を盡し天壤無窮の皇運を扶翼し奉らざるべからば



神殿御祭典式火圖

春季皇靈祭 三月 日
 秋季皇靈祭 九月二十日

謹按に秋季皇靈祭は晝夜平分の良節たる春秋分の日神武天皇以下御歴代の御靈を祭らせ給ふ御式にて其次第は午前九時御殿の裝飾を為し次に式部職官員着床次に開扉次に神饌を供え次に祝詞次に神饌を撤き次に開扉次客退出次皇靈並に神殿の御親祭あり其次第は午前九時三十分係り官着床次に開扉次に神饌及幣物を供す十時王臣着床次に陛下出御皇靈へ御玉串を捧げ給ひ御拜ありて御告文を奏し給ふ次に神殿へ御玉串を奉り給ひ御拜御告文の事畢りて入御次に皇太子殿下御拜あり次に王臣並に宮内省官員拜禮次に御幣物及び神饌を撤す次に開扉次に各退出同十時三十分係り官着床次に開扉



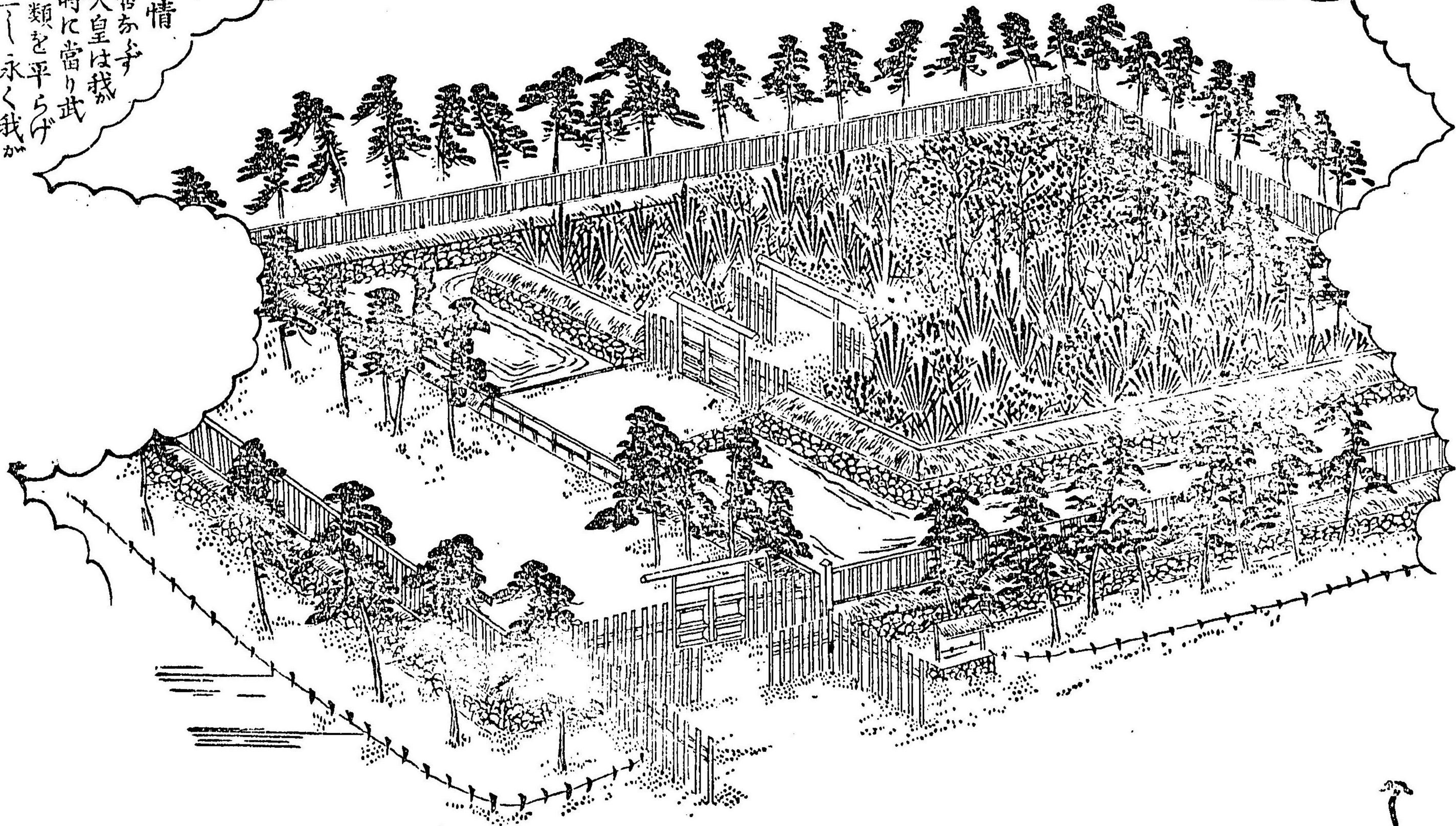
二時迄王臣参拜次に開扉次に各退出又午後四時より夕の次第あり其式総て朝の次第に同じ抑く此の御祭典は皇室に於て深く天祖の始めて此の國を開き給ひより歴代の天皇其の徳を継ぎ給ひて國家の爲めに御心を盡し天業を厥に

給ひて恩に報い奉らんとの御事なりされを我々臣民たるも此の目を以て皇靈を奉祭するのこからば又各自祖先の靈をも奉祀し其の祖先が國家に忠節を盡せし恩義を報せざるべから

神武天皇御陵之圖

神武天皇祭
四月三日

謹按に
四月三日
は天皇崩
御の日にあた
らせ給へる
を以て此の
御祭典を
擧げさせら
るものにて
其の御式
は概ね皇靈
祭と異なる
ことか抑哉
皇室は天
祖より
今上陛下に
至らせらる
まで既に數
千年數百代
を繼承し給
ひし其の御
系統一貫して
其の御親敬の情
父子孫弟も帝あらず
加之ならず此の天皇は我
國家創始の時に當り武
德に依りて醜類を平らげ
以て四海を統一し永く我が
國家の基を定め給ひし神
靈おれば特に今日是の祭
典を擧行せられ其の高徳
を幾萬年に稱揚報答せ
しめらるものと知らるるあり



↑

神宮御祭典式火圖

神嘗祭 註明

謹按に神嘗祭は 勅使
發向ありて伊勢神宮へ
本年の新穀を供せら
るゝ御祭典にして又宮
中に於ても

天皇 皇太后 皇后の
三陛下並に皇太子
殿下の御遙拜及
賢所の御親祭
ありて皇祖の恩
徳を謝し給ひ且つ
社稷の安全を祈
り給ふ其の儀式は
粗々 春季皇靈祭
の次第に同じ此の
御式は古より重
大なる御祭典
として行は
せらるゝ所に
して本日先づ
新穀を神宮
に捧げらるゝ
所以と申すは
抑皇大神宮
と申し奉る

は天祖の
親ら天孫
に授け給
ひ三種
の神品の一
ある八咫
の御鏡
にして
視此
寶鏡
當猶
視吾と
宣せ給
ひし御
靈代なる
のみならず

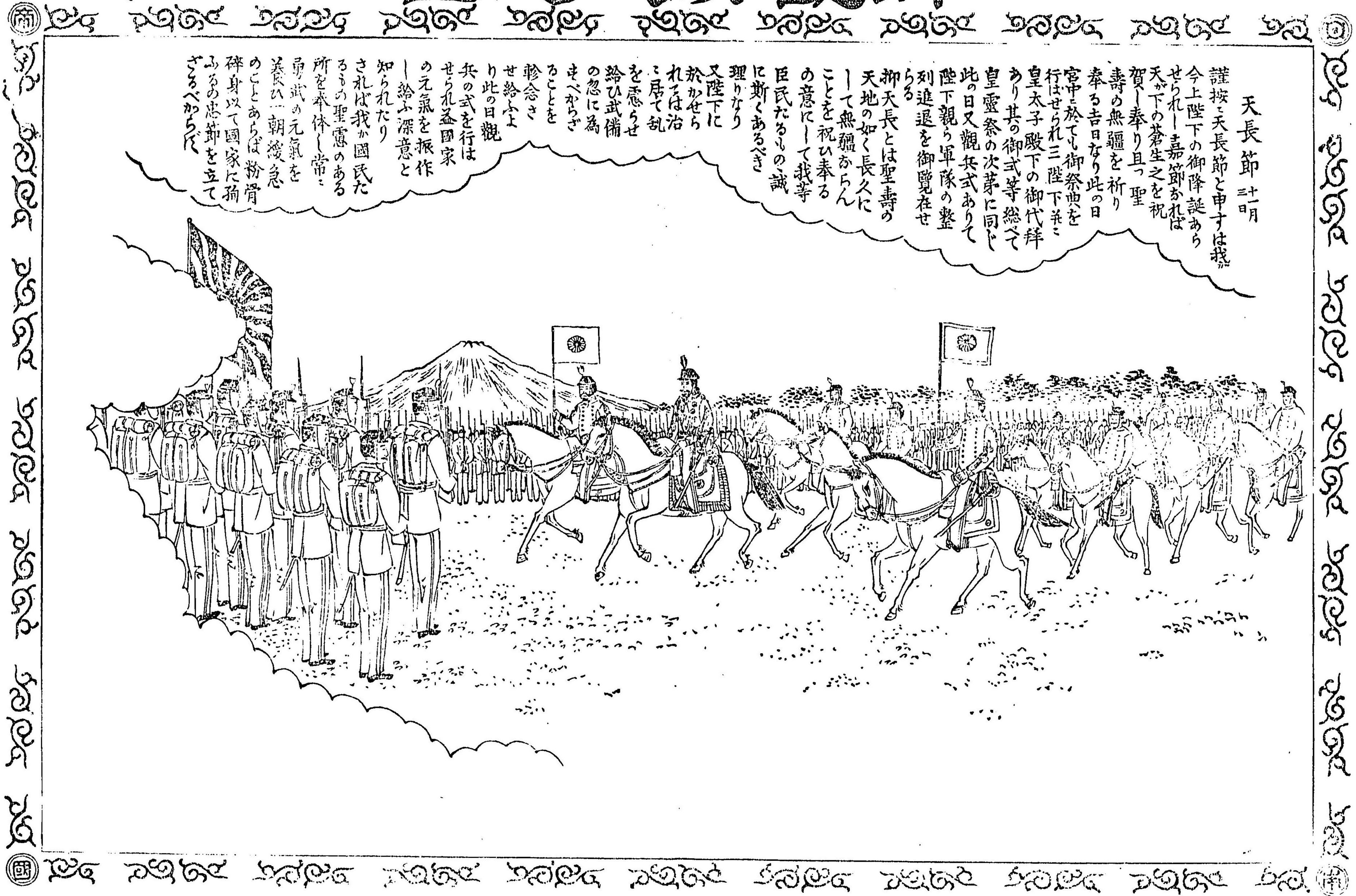
天祖天照大神
は天地の主宰
に在ります御
神にして始めて
五穀の種を得
させ給ひ之を我
國人民の食と定
めさせられ人を
して耕作の利を
知り安樂に其の生を
保たしめ給ふ御神
靈なればありされは我か
日本國に生存せる人はかく神
恩の大なることを思ひ愈々職業を
勵み其の鴻恩に奉謝せざるからん



御觀兵式之圖

天長節 三月

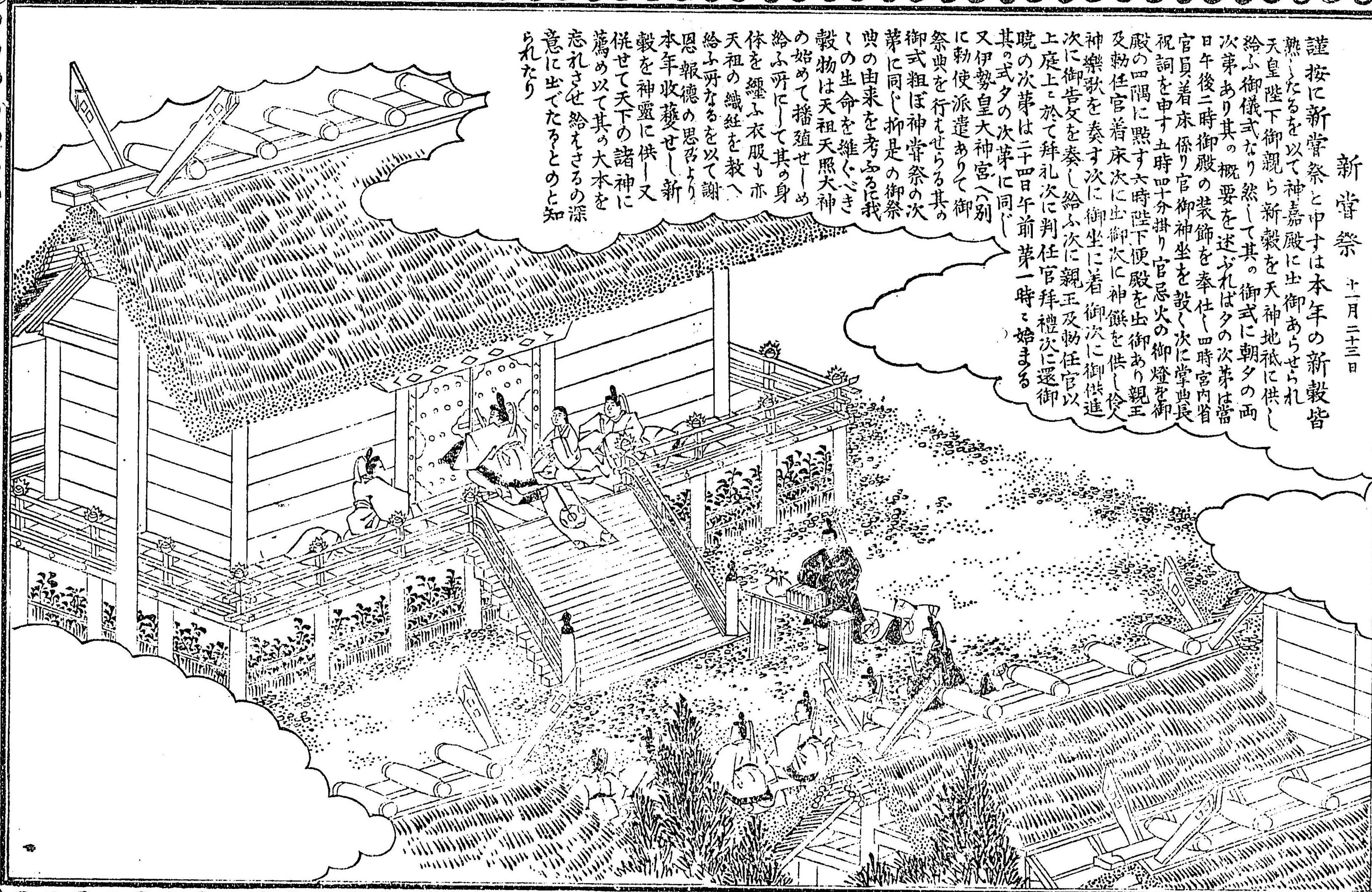
謹按天長節と申すは我
 今上陛下の御降誕あり
 せられ嘉節おれば
 天下の蒼生之を祝
 賀し奉り且、聖
 壽の無疆を祈り
 奉る吉日なり此の日
 宮中於ては御祭典を
 行はせられ三陛下并
 皇太子殿下の御代拜
 あり其の御式等總て
 皇靈祭の次第に同
 此の日又觀兵式ありて
 陛下親ら軍隊の整
 列進退を御覽在せ
 らる
 抑天長とは聖壽の
 天地の如く長久に
 して無疆あらん
 ことを祝ひ奉る
 の意にて我等
 臣民たるもの誠
 に斯くあるべき
 理りなり
 又陛下に
 於かせら
 れては治
 る居て乱
 を懲らせ
 給ひ武備
 の忽に為
 まへからざ
 ることを
 軫念さ
 せ給ふよ
 り此の日觀
 兵の式を行は
 せられ益國家
 の元氣を振作
 し給ふ深意と
 知られたり
 されば我が國民た
 るもの聖慮のある
 所を奉体し常
 勇武の元氣を
 養ひ一朝緩急
 のことあらば粉骨
 碎身以て國家に殉
 ぶるの忠節を立て
 ざるべからず



神宮御祭典式火圖

新嘗祭 十一月二十三日

謹按に新嘗祭と申すは本年の新穀皆熟したるを以て神嘉殿に出御あらせられ天皇陛下御親ら新穀を天神地祇に供し給ふ御儀式なり然して其の御式に朝夕の兩次第あり其の概要を述べれば夕の次第は當日午後二時御殿の裝飾を奉仕し四時宮内省官員着床係り官御神坐を設く次に掌典長祝詞を申す五時四十分掛り官忌火の御燈を御殿の四隅に點す六時陛下便殿を出御あり親王及勅任官着床次に御次に神饌を供し伶人神樂歌を奏す次に御坐に着御次に御供進次に御告文を奏し給ふ次に親王及勅任官以上庭上にて拜礼次に判任官拜禮次に還御曉の次第は二十四午前第一時と始まる其の式夕の次第に同じ又伊勢皇大神宮へ別に勅使派遣ありて御祭典を行はせらる其の御式粗ぼ神嘗祭の次第に同じ抑是の御祭典の由来を考ふるに我々の生命を維くべき穀物は天祖天照大神の始めて播殖せしめ給ふ所にして其の身体を纏ふ衣服も亦天祖の織紐を教へ給ふ所なるを以て謝恩報徳の思召より本年收穫せし新穀を神靈に供し又併せて天下の諸神に薦め以て其の大本を忘れさせ給はさるの深意に出でたるものと知られたり



明治二十六年八月四日印刷
明治同 八月八日發行

三重縣伊勢國安濃郡新町
大字古河百六拾壹番地

著者

佐賀縣士族岡吉胤

三重縣伊勢國奄藝郡一身男
大字一身田四拾八番地

發行兼
印刷者

平民 溝口嘉助

定價金拾三錢五厘

特約大販賣所

東京 京橋區

南傳馬町二丁目

目黒十郎

各府縣下 書林中

